

ゆう

—ともに歩こう すてきな未来へ—



女性電話相談

女性が抱えるいろいろな悩みに、
女性相談員が電話で相談に応じます。

○相談専用Tel 0739-26-4919
○月～金（祝日を除く） 午前9時～正午

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

■ 配偶者からの暴力（いわゆる『DV』）

配偶者からの暴力（DV）とは「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」であると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）で定義されています。

男性が被害に遭う場合もありますが、被害者の多くは女性です。平成26年度に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の約4人に1人が配偶者から何らかの被害を受けたことがあると答えており、約10人に1人は何度も被害を受けているという結果が出ています。また、田辺市が平成24年度に行った「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」でも、女性の約4人に1人がそれぞれ身体的・精神的暴力を受けた経験があると答えています。相談件数や調査結果等から、少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの方が被害を受けていることがわかります。

また、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方ない」といった社会通念、仁方に収入がない場合が多いといった経済的格差など、個人の問題としては片付けられないような構造的な問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

■ 殴る・蹴るだけが暴力ではありません

殴る・蹴るなどの「身体的暴力」は人の目にふれやすく、暴力として理解しやすいものですが、DVにはそれ以外に、「精神的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」「性的暴力」「子供を利用した暴力」など、見えにくい様々な行為があります。これらの暴力は単独ではなく複数が重なり合っていることが多く、エスカレートしたり、継続的に行われたりすることがほとんどです。

- ✓ **身体的暴力** 殴る/ 蹴る/ 突き飛ばす/ 物を投げつける/ タバコの火を押し付ける/ 首をしめる/ 刃物で脅す/ 髪を引っ張る など
- ✓ **精神的暴力** 人格を無視するような暴言を浴びせる/ 無視する/ 大切にしているものを壊す/ 家族などに危害を加えると脅す など
- ✓ **経済的暴力** 外へ仕事に行かせない/ 借金を負わせる/ 収入や財産を知らせない/ 相手の預金を勝手に使う/ 生活費を渡さない など
- ✓ **社会的暴力** 親や兄弟、友人との付き合いを禁止する/ 外出を制限する/ 手紙を勝手に開封する/ 行動や自由を制限する/ 盗聴する など
- ✓ **性的暴力** 見たくないのに、アダルトビデオや雑誌を見せる/ 脅しや暴力で性行為を強要する/ 避妊に非協力的 など
- ✓ **子供を利用した暴力** 子供に暴力を見せる/ 子供を取り上げる/ 子供を危険な目に遭わせる/ 自分の言いたいことを子供に言わせる など

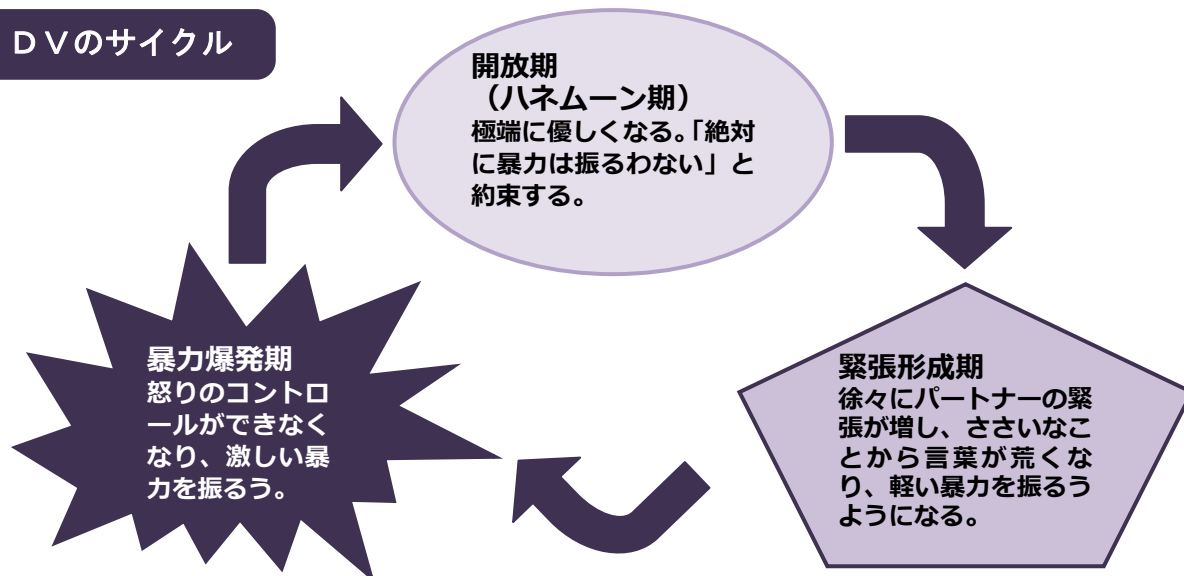
■ 繰り返されるDV

DV被害者の中には、暴力を振るわれた期間が10年以上にも及ぶケースが数多くあります。それは、加害者の暴力にはサイクルがあって、いつも暴力的であるとは限らないからです。

加害者は怒りが収まると、我に返って謝り「二度としない」と約束するなどして、その後は親密で優しい関係が生まれることがあります。そして、被害者は暴力は偶発的なものと思い、「もう一度信じてみよう」との期待で関係を維持しようとしませんが、実際にはこの時期は長続きしません。日常生活の中で加害者の緊張感が少しずつ高まり、何かのきっかけで緊張を爆発させ、暴力を振ります。

このようなサイクルが繰り返され、その内容も程度もエスカレートし、間隔も短くなり、被害者は恐怖におびえながら、無力感とあきらめのために暴力から逃れられなくなってしまうのです。

DVのサイクル



■ 一人で悩まないで

DVに関する相談窓口があります。もしもあなたが悩んでいるなら、まず相談を。

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター TEL 073-445-0793
 - 西牟婁振興局保健福祉課 TEL 0739-26-7932
 - 紀南DVセンター（DV被害者支援センター） TEL 0739-24-3322
- ➔ 緊急の場合は、110番又は田辺警察署 TEL 0739-23-0110

講座『女性と子どもが安心して生きられる社会をつくるために』

(男女共同参画連絡会企画講座)

2014年にノーベル平和賞を最年少で受賞したマララ・ユスフザイさんのインタビューを交えたドキュメンタリーDVD『マララ - 教育を求めて闘う少女-』を見ながら、女性であるがゆえに教育が受けられない世界の現状、日本における女性の地位、女性への暴力の現状などについて一緒に考えてみませんか。

日時：平成27年12月12日(土) 午後1時30分～3時30分

場所：市民総合センター 4階交流ホール

定員：20名(無料)

対象：どなたでも

申込み：12月11日(金)までに、電話・FAX・電子メールでお申し込みください。(土・日は除く)

一時保育：無料(12月2日(水)までにお申込みください。対象は小学3年生まで)



女性電話相談室から

11月28日（土）午前10時～午後4時

特別

女性のための電話相談を開設します！

女性電話相談室では、11月28日（土）・29日（日）開催の生涯学習フェスティバルに合わせ、『女性電話相談室』を28日（土）に特別開設します。



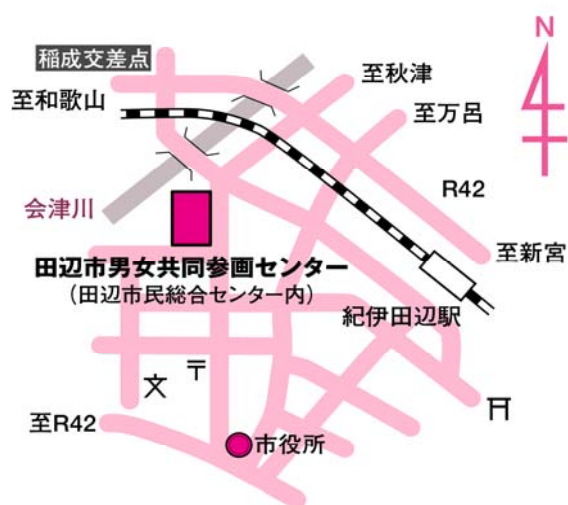
いつもの平日では電話できなかった方、午前中は電話できなかった方、このお知らせが目にとまった方…。いつもの相談電話と同じように、女性相談員があなたからの電話をお待ちしています。相談は無料です。どんな相談でも構いません。この機会にお電話ください。

田辺市男女共同参画センター 女性電話相談室
相談専用電話 0739-26-4919
月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午

女性電話相談では、女性が出会うさまざまな悩みをともに受け止め、気持ちの整理をお手伝いし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をしています。

女性相談員がお待ちしています。一人で悩まないで、気軽にお電話ください。秘密は守ります。

発行：田辺市男女共同参画センター



■開館時間

午前8時30分～午後5時15分

■休館日

毎週土曜・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■所在地

〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号
田辺市民総合センター4階

■連絡先

電話：0739-26-4936

ファクシミリ：0739-24-8323

Eメール：danjo@city.tanabe.lg.jp

■交通

JR：紀伊田辺駅から徒歩15分

明光バス・龍神バス：栄町停留所（市民総合センター前）から徒歩1分